

2019年度 協力企業登録申込書

20 年 月 日

■企業概要

企業名		市工連加入	有・無
本社住所	(〒 -)	TEL: ()	
最寄り駅	企業URL		
代表者名	株式公開		
設立年月	社員数	名 (男: 名 女: 名)	平均年齢: 歳
資本金	売上高		事業所数
事業概要			

■受入概要 (インターン実習想定業務について) 企業交流会参加 (希望する・希望しない)

希望受入部署	職種	希望受入人数	
職場実習内容	希望実習生	18歳 ~ 39歳	40歳 ~ 59歳 60歳以上
応募条件	運転免許	要 (AT: 可・不可) ・ 不要 (職場実習の中に自動車の運転を含めることはできません。)	
	その他の資格	語学力	
	学歴	希望職場実習期間	年 月 日 ~ 年 月 日

■担当窓口

受入担当者	部署	役職	氏名	TEL	
				E-Mail	
指導担当者	部署	役職	氏名	TEL	
				E-Mail	
実習場所住所	(〒 -)	TEL: ()			

■職務環境 (貴社が新規採用を行う場合の条件をご記入下さい。賃金・賞与等は同条件に近い過去の実績などを参考として記載して下さい。)

職種		最寄り駅	線 駅
勤務地	(〒 -)	教育制度 資格補助	
就業時間	: ~ : (休憩 : ~ :)		
残業	時間外 (有・無) 平均 時間	休日	年間 日 日曜・祝日・土曜 その他 ()
転勤	有・無 フレックス 有・無	休暇	GW / 夏季休暇 日 / 年末年始 日
雇用形態	正社員・契約社員・パート・その他		有給休暇初年度 日
	【正社員】試用期間(有・無)(力月) / 【契約社員・パート】雇用期間 年 月 日 ~ 年 月 日		
給与	月給制 (万円) ・ 年俸制 (万円) ・ その他 ()	予定年収	万円
通勤手当		賞与	年 回 (昨年実績 ヶ月/年) / その他
残業手当		退職金	
昇給	年 回 (月 / 円)	その他手当	定年年齢 歳
福利厚生等	住居手当	厚生年金	再雇用制度 有・無 (歳)
	健康保険	労災保険	
	雇用保険	寮・社宅	
特記事項			

<個人情報に関する基本方針>

横浜市就職サポートセンター事業において発生する実習生等の個人情報の取り扱いに関しては下記内容を遵守します。

- (1) 個人情報の保護に関する法令等を遵守致します。
- (2) 個人情報の安全管理措置の徹底: 個人情報を適切に管理することにより、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩及び個人情報への不正アクセス防止に努め、必要は是正を行います。
- (3) 個人情報の適切な取扱いの実施: ①. 個人情報は、本事業で必要な事項以外には利用しません。 ②. 個人情報を偽りその他の不正な手段により入手致しません。 ③. 同意を得ることなく第三者に個人情報を開示または提供致しません。 ④. 個人情報についての開示を求められた場合は、即時対応します。 ⑤. 個人情報に関するご指摘対応に取り組みます。
- (4) 個人情報保護の取り組みに関する継続的改善の実施: 個人情報に関する規定類を整備し、継続的に改善に努めます。

「パートナー企業登録申込書」記載内容に一切の間違いはありません。上記<個人情報に関する基本方針>を遵守することに同意します。また、別紙「横浜市就職サポートセンター」ご登録に際しての「注意事項」の内容を理解し確認しました。登録記載の全部もしくは一部に違反あるいは虚偽が認められた場合には登録を抹消されても異議を唱えないことを誓約し、署名・捺印いたします。

企業名	代表者役職	代表者名	印
-----	-------	------	---



受託会社

株式会社パソナ 横浜市就職サポートセンター事務局

FAX: 045-314-2207

【横浜市就職サポートセンター ご登録に際しての注意事項】

横浜市で実施する「横浜市就職サポートセンター」は、雇用対策法 第5条（地方公共団体の施策）及び第31条（国と地方公共団体との連携）に定められているように、国の施策と密接に連携し、地域の実情に即した雇用対策を展開しています。

そのため、参加企業等の範囲を、次のように規定しています。

また、横浜市の各種施策・方針に反するような業種・求人は取り扱えませんが、あらかじめご承知おきください。

1 参加対象となる法人等

- (1) 横浜市内に本社がある事業者又は横浜市内に主たる事業所がある事業者。
- (2) 採用予定のある事業者。
- (3) (1)、(2)を満たしていても、次に該当する法人等は対象外となります。
 - ア 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく営業を行う事業者
 - イ 次の税金を滞納している事業者
横浜市税[市民税（特別徴収分、普通徴収分）、法人市民税固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、事業所税]、消費税及び地方消費税
 - ウ 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
 - エ 過去2年間に、労働基準監督署より是正命令を受けた事業者
 - オ 行政機関からの行政指導を受け改善がなされていない、又は行政処分中の事業者
 - カ 風営法対象業種、刑法で禁じられた行為への関与が予想される業種・業態・事業者、消費者トラブル等を招きやすい勧誘等を行う事業者
 - キ 横浜市暴力団排除条例等に基づき、暴力団又は代表者、役員のうち暴力団員に該当する者がある事業者
 - ク その他各種法令に違反する事業・事業者

2 インターンシップ実習生受入れについての注意事項

- (1) インターンシップ実施日数は原則10日以内かつ1日4時間～8時間以内としてください。
1週間の実習時間が40時間以下、起算日は日曜日として週5日以下としてください。
6時間を超える実習の場合、実施時間以外に1日45分以上の休憩時間をとらせてください。
- (2) 実習生は就職活動とインターンシップを並行することができますので、インターンシップ期間中でも他社で就職内定が出た場合、即時インターンシップを終了する場合があります。
- (3) 遠距離の出張及び宿泊を含むインターンシップはできません。
- (4) 原則、実習生は金銭・有価証券などの取り扱いはできません。
- (5) 自動車等の車輛の運転をさせることはできません。
- (6) 危険な作業と思われる実習は避けてください。

3 その他

不明点は、横浜市就職サポートセンターの担当者にお問合せください。

※インターンシップ期間中は、横浜市就職サポートセンターの負担によりインターンシップ保険に加入し、実習生には支援金を支給します。（日額2,000円、1人あたり上限10日間分）